（前のページより続き）

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二三
会社その他
会社決算公告　二三
二六

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第三号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十六条第三項の規定に基づき、沖縄総合事務局地方交通審議会規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　太田　昭宏

沖縄総合事務局地方交通審議会規則の一部を改正する命令

沖縄総合事務局地方交通審議会規則（昭和四十七年総理府運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

本則中「地方運輸局企画振興部企画課（北陸信越運輸局にあっては企画部企画・情報課）」を「地方運輸局交通政策部交通企画課」に改める。

附　則

この命令は、平成二十七年七月一日から施行する。

省令

○財務省令第六十三号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百六条第一項及び百四十四条並びに国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第三十九条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月三十日

財務大臣　麻生　太郎

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令の一部を改正する省令

電子情報処理組織を使用して処理する場合における国税等の徴収関係事務等の取扱いの特例に関する省令（平成三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中「又は同書式（その十一）」を「、同書式（その十一）又は同書式（その十二）」に改める。